

広島県水道広域連合企業団行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例をここに公布する。

令和5年1月31日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団条例第9号

広島県水道広域連合企業団行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例
(目的)

第1条 この条例は、広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）の条例又は規則若しくは管理規程に基づく申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、住民の利便性の向上を図るとともに、事業運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 条例、規則及び管理規程をいう。
- (2) 企業団の機関等 次に掲げるものをいう。

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する地方自治法第2編第7章の規定に基づいて設置される企業団の執行機関、又はこれらに置かれる機関若しくはこれらの管理に属する機関

イ アに掲げる機関の職員であって法律上又は条例上独立に権限を行使することが認められたもの

- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の法令（法律及び法律に基づく命令をいう。以下同じ。）又は条例等の規定に基づき企業団の機関等に対して行われる通知をいう。
- (7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の法令又は条例等の規定に基づき企業団の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
- (8) 縦覧等 法令又は条例等の規定に基づき企業団の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

(9) 作成等 法令又は条例等の規定に基づき企業団の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。

(10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 企業団の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものであって当該条例等を所管する企業団の機関等が定めるものについては、当該条例等の規定にかかわらず、企業長が別に定めるところにより、電子情報処理組織（企業団の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定による書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の企業団の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該企業団の機関等に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、企業団の機関等は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって企業長が別に定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 企業団の機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものであって当該条例等を所管する企業団の機関等が定めるものについては、当該条例等の規定にかかわらず、企業長が別に定めるところにより、電子情報処理組織（企業団の機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定による書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、企業団の機関等は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって企業長が別に定めるものをもって当該

署名等に代えることができる。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 企業団の機関等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの（申請等に基づくものを除く。）であって当該条例等を所管する企業団の機関等が定めるものについては、当該条例等の規定にかかわらず、企業長が別に定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定による書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第6条 企業団の機関等は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものであって当該条例等を所管する企業団の機関等が定めるものについては、当該条例等の規定にかかわらず、企業長が別に定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定による書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 第1項の場合において、企業団の機関等は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって企業長が別に定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

（手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表）

第7条 企業長は、企業団の機関等が電子情報処理組織を使用して行わせ又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。